

四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第34号

四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(平成20年四日市市規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(登録申請書の添付書類) 第3条 (略) 2 (略) 3 条例第3条第2項第3号に規定する規則で定める書類又は図面は、次に掲げるものとする。 (1) (略) <u>(2) 浄化槽管理士の研修計画書(第4号様式の2)</u> <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略)	(登録申請書の添付書類) 第3条 (略) 2 (略) 3 条例第3条第2項第3号に規定する規則で定める書類又は図面は、次に掲げるものとする。 (1) (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略)

第1号様式を次のように改める。

第4号様式の次に次の1様式を加える。

第9号様式を次のように改める。

第2条 四日市市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(研修実績報告書)</u></p> <p><u>第3条の2 浄化槽保守点検業者は、条例第10条の規定により浄化槽の保守点検を行い、又は実地に監督する浄化槽管理士が過去3年以内に受講した研修の実績を、研修実績報告書（第4号様式の3）に記載し市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の研修実績報告書は、条例第2条第3項の更新に係る書類等を提出する際に合わせて提出するものとする。</u></p>	

第4号様式の2の次に次の様式を加える。

附 則

この規則中第1条の規定は令和2年4月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

(上下水道局生活排水課)